

久木、山の根の緑地に開発計画 請願署名が市民の中に広がる

久木5丁目 開発計画

は、久木五丁目の開発計画地
が持ち上がりましたが、議



市議会議員
はづめ 明子
市議会議員
岩室 年治
発行 日本共産党三浦半島地区委員会 第400号
2002年5月16日

二十年前にも市民と議会が反対 斜面緑地約一・七六ヘクタール

会「反対陳情」が了承され、その後、その計画は断念された結果、貴重な緑地が残されてきました。

今回の計画は、JR線から望まれる斜面緑地を大幅に削り、地盤面を一段づくり、事实上十階建、百十九戸の共同住宅、二戸の戸建て住宅が計画されています。住民にとつて景観も損なわれ、環境悪化、あわせて通学路もあつて心配の声があがっています。

手続の進捗は「逗子市の良好な都市環境をつくる条

例（以下「つくる条例」）」は完了し、開発指導要綱（以下「要綱」）の合意協議の段階です。そのような中で事業主の佐藤工業株が倒産。但し、保全管理人からは「計画の継続」が通知され、当初の計画通り進められる可能性が再び浮上、住民側の組織として「久木地区の自然と子供を守る会」（以下「会」）を結成し、①緑地保全、②市と議会の現地調査、③市の水害調査の実施を求めて請願署名を取り組んでいます。

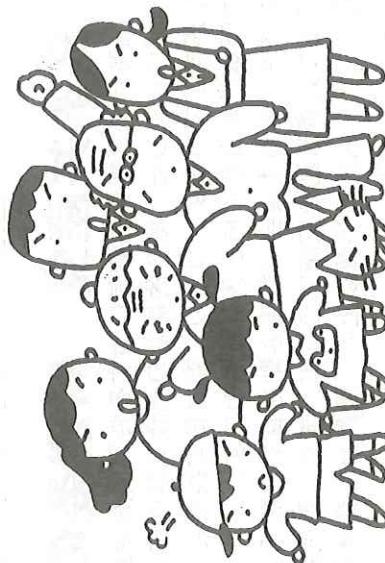
●幼稚園●保育園●公立小学校・中学校●私立中学・高校 文教地域で通学路、水害も発生 急傾斜の緑地など五・六七ペル

久木6丁目 開発計画

は、久木六丁目の開発計画地
陵地、南に妙光寺、個人所
有の山林尾根に接し、一部
谷間に住宅地と接した部分

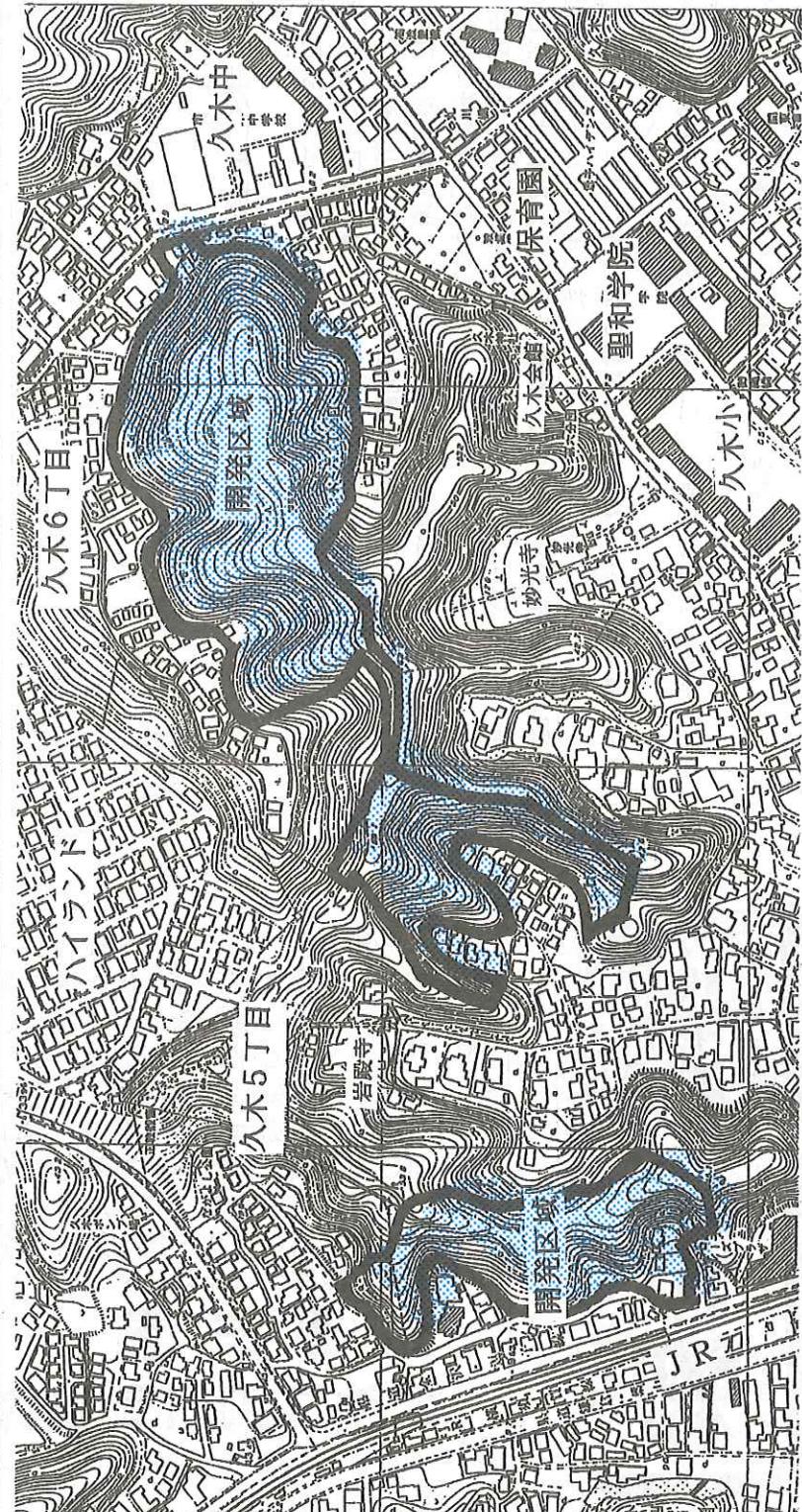
で、崩壊防止工事のコンクリート構造物に覆われています。進入路計画部分以外のほとんどが山林、緑地となっています。

この緑地は度々開発の動きもありながらも、地域にとつて貴重な緑地として残り、逗子市の「緑地保全区域」にも位置付けられています。



また、久木地域に新しくできた「会」が、改めて六月議会に向けて「請願」署名をつくり、五丁目の請願署名とあわせて展開中です。内容は①緑地保全、②現

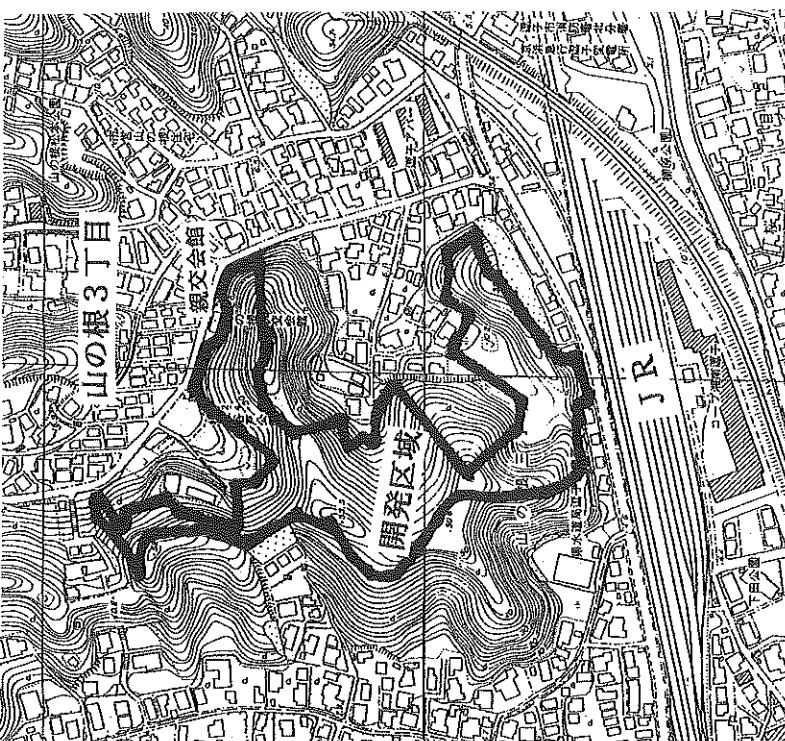
地調査、③逗子市による現況の水害問題等の対策と説明会開催、④説明会における住民理解が得られるまで、市の手続の保留を促すことなどを求めています。



親交会(員会)が対策委員会設置 県道沿いの緑地等一・七一ヶ月

山の根3丁目 開発計画

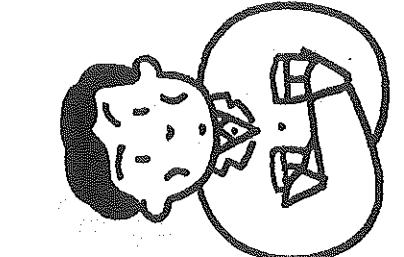
山の根3丁目の開発計画は南北、東西に伸びた尾根により、平坦地のない側面入り組んだ地形で、JR線に面した南側一部は急傾斜地です。この基本計画は南北、東西に伸びた尾根により、平坦地のない側面入り組んだ地形で、JR線に面した南側一部は急傾斜地です。この結果が示すものは長さを測定するための基準となるものではありません。



緑地保全区域に次々と開発計画 条例活用と施策の展開が急務

市逗子市民が望む将来の都像について、アンケート調査では「海や山など自然環境が豊かなまち」と回答した市民が九割です。この結果が示すものは長さを測定するための基準となるものではありません。

年に渡り住んでいる方も新しく住まわれた方も、市民の関心を高めていることを明らかにしています。また、開発は緑残された斜面緑地にも続々と開発の手がかかろうとしています。この七月施行される「まちづくり条例」は、その要旨をこの文書は日本共産党の橋爪明子議員が委員会を招集するよう求めています。



市役所五階会議室で予定されています。山の根3丁目の自治会「親交会」は共同住宅対策委員会を設置。請願署名に取り組んでいます。内容は①緑地保全、②議会の現地調査、③市による説明会、④説明会で理解が得られるまで当面手続の保留、⑤既存の生活排水路の使用不許可などを求めていました。

建設、百戸をつくる計画です。手続の進捗は「つくる条例」に基づく公聴会が五月二十五日(土)午前十時から

市民の願いを素直に届けたい 橋爪明子

久木、山の根だけでなく、小坪や桜山などでも開発計画が持ち上がり、市民の望む豊かな緑が破壊されようとしています。この問題は一地域の問題ではなく、市民全体で考えていくことではなけなければなりませんし、行政の積極的な取り組みも必要です。かしあい、力を合わせて行動していくことが必要です。条例を生かすには自分たちのまちをどのように守っていくのか、話題では困難な問題であっても、みなさんと一緒に取り組み、六月議会では市民の声を素直に届けていきたいと強く感じています。

日本共産党 特別委員会の開催を申し入れる

臨時会で「総合的病院に関する特別委員会」が設置されましたが、現在まで開催されずにきました。総合的病院の誘致問題は市政の重要な政策課題であり、市民の関心が集まっています。以下の文書は日本共産党の橋爪明子議員が委員会を招集するように岡本勇議員に申し入れたものです。

※参考 特別委員会（調査活動を目的に設置する）は議会が閉会中でも、委員長の招集権で調査活動を実施できます。また、委員会条例第14条第2項に基づき、委員の定数（11人）の半数以上の「委員会招集請求」によって、開催しなければならないとされています。

2002年5月13日

総合的病院に関する特別委員会 委員長 岡本勇 殿 委員 橋爪明子（日本共産党）

委員会開催のお願い

改選後の初議会（臨時会）で、総合的病院に関する特別委員会が設置されました。そして初めての委員会では、正副委員長の互選後、私を含めて他の委員からも改めて委員会を開き、市長・市当局の総合的病院誘致の動きをただすべきとという意見が出ておりました。委員長も開く方向で「正・副委員長で検討したい」と約束されました。また、臨時会の市長報告「総合的病院の誘致に関する報告について」は、岩室年治議員からの質疑の中で、資料請求（説明会議録・アンケート結果）がされました。まだに重要な資料の提供もされておりません。

新保健医療計画では、6月末には病床率の確定が行なわれる予定であり、市民の新しい関心と注目が集まっているところです。

そこで、特別委員会を開催し、資料提供も受けて、積極的に調査活動を行なうことが必要だと考えております。

以上のことから、早急に特別委員会を開催されように要請致します。

しんぶん旗
赤

日刊・月2,900円／日曜版・月800円

力でわかる
日本と世界
いま注目
日本大選挙